

差 押 債 権 目 録

(□にレを付したもの)

(扶養義務等に係る定期金債権による差押え)

- 1 金 円 (請求債権目録(1)記載の1)
- 2 □(1) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録(1)記載の2(1))
- (2) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録(1)記載の2(2))
- (3) 令和 年 月から令和 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録(1)記載の2(3))

債務者 (勤務) が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の金額については、その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

- (1) 給料 (基本給と諸手当。ただし通勤手当を除く) から、所得税、住民税及び社会保険料を控除した残額の2分の1
(ただし、上記残額が月額66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)
- (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の2分の1
(ただし、上記残額が66万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額)

なお、(1)、(2)により弁済しないうちに債務者が退職したときは、退職金から所得税及び住民税を控除した残額の2分の1にして、(1)、(2)と合計して頭書金額に満つるまで